

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

訴訟 差押え

裁判に
なってしまうの!?
と思わせる!

はがきによる 架空請求に 注意しましょう!

事例

「民事訴訟管理センター」というところから「総合消費料金未納通知」というはがきを送られてきた。「訴訟」「差押え」などと怖いことが書かれている。全く身に覚えがないがどうすればよいか。

アドバイス



『あわてず、無視をして下さい!』

↓実際に送られているはがき

参考

総合消費料金未納分訴訟最終通知書
訴訟番号 そ355

この度ご通知致したのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書一通郵送させて頂きますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に關しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年〇月〇日

民事訴訟管理センター
〒102-8688
東京都千代田区九段南1-
消費者相談窓口 03-
受付時間 9:00~20:00

- ◆請求名目は「総合消費料金」といった漠然としたものになっており、いつ、どのようなサービスを受け、あるいは商品を購入したことによる請求であるかなど、具体的な請求根拠は一切記載されていません。
- ◆放置しても、そのまま民事訴訟に移行することはありません。
- ◆請求元に電話で問い合わせることは絶対にしないでください。心配であれば、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン ☎局番なし

消費生活課 ニャン吉

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

消費者力アップ! フェアなかながわ



【日 時】平成29年5月31日(水) 13:00~16:30

【会 場】かながわ県民センター2階ホール (横浜駅西口より徒歩5分)

【申込み】消費生活課 消費者教育推進グループ

〔電 話〕045-312-1121(内線2641) / 〔ファクシミリ(氏名・連絡先を記載)〕045-312-3506

内容

1 講演 [13:00~]

「つながるかながわ わたしの一步から
~ フェアトレードを通したまちづくり ~」

講師:磯野 昌子氏

逗子フェアトレードタウンの会事務局長

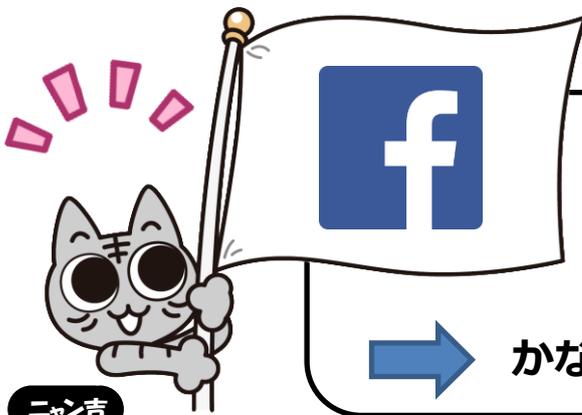
2 消費者団体による活動発表 [14:10~]

県の委託を受け、消費生活に関する様々な課題に取り組む団体等が、活動内容の発表を行います。団体が講座で実際に行っている寸劇やクイズの実演もあります!

3 資料展示

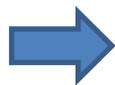
消費者団体の活動内容を紹介する資料の展示を行います。また、暮らしに役立つリーフレットなども用意しています!

発表団体	発表内容(事業内容)
(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 東日本支部	高齢者及び障がい者の消費者被害防止のための出前講座(実演・展示)
横浜市消費生活応援隊	楽しくてためになる悪質商法被害未然防止講座(実演・展示)
(一社)かながわFP生活相談センター	FPと一緒に考えよう!! -人生の最終章を豊かに過ごす準備(展示)
特定非営利活動法人森ノオト	新しい電力会社と省エネ家電を賢く選ぶ目を養う(実演・展示)
神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合	「私にもできる地球温暖化防止!」 一住宅から見る市民が参加するCO2削減とエシカル消費-(実演・展示) 「広がる漠然とした生活不安」-FPが提案する対応策-(展示)
野菜ソムリエコミュニティかながわ	「自分のための」今日から使える野菜の消費者力アップセミナー(実演・展示)
Ethical YOKOHAMA	横浜国立大学学生有志による「エシカル! スマート消費者育成プロジェクト」(展示)
NPO法人くらしの経済サポートセンター	子育て世代ママの家計管理術と子どもの金銭教育をFPが応援します(展示)
消費者問題に取り組む「Cの会」	高齢者及び障がい者の見守りネットワークづくり(実演・展示)
逗子フェアトレードタウンの会	日本で3番目、関東で初のフェアトレードタウンに認定された逗子市での取り組みを紹介します(展示)



Facebook はじめました!

神奈川県消費生活課の公式 Facebook ページが開設しました! 消費生活キャラクターのニャン吉とマキマキちゃんが、消費生活に関するお役立ち情報をお届けします。フォローをお待ちしています!



かながわの消費生活 @kanagawa.shouhi

ニャン吉

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県

県民局くらし県民部消費生活課 (かながわ中央消費生活センター) 相談第二グループ

《かながわの消費生活のページ》<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 〒221-0835

電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506